様式第３号（第５条関係）

年　　月　　日

宜野湾市長　　殿

誓約書兼同意書

宜野湾市保育士等就労促進支援金の交付申請に当たり、次の事項について誓約及び同意します。

１.宜野湾市保育士等就労促進支援金交付要綱第３条各号に規定する交付対象要件に該当します。

２．宜野湾市保育士等就労促進支援金の交付要件の該当性等を確認するため、宜野湾市が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことに同意します。

３．公簿等で確認できない場合は、関係書類を提出します。

４．採用された日から１年以内に離職する場合は離職日の１か月前に市へ報告します。

５．次のいずれかに該当する場合は、交付を受けた支援金を返還することに同意します。

（１）　第３条各号に規定する要件に該当しなくなったとき。

（２）　虚偽その他の不正の手段により支援金の交付決定を受けたとき。

（３）　前２号に掲げるもののほか、支援金の交付決定後において支援金の交付を行うことが不適当であると市長が認めたとき。

（交付申請者）

住　所

氏　名　　印

（本人署名又は記名押印）

電話番号

【留意事項】

誓約書兼同意書（様式第3号）5.（1）に記載している第３条各号は、以下のとおりです。該当しなくなったときは、支援金（10万円）を返還していただく事になりますので、ご確認ください。

（１） 市内の保育所等で令和５年４月１日以降に常勤職員の保育士等として採用された者で、採用日から同一の保育所等で保育士等として、６月以上継続して勤務した者であること。

（２） 同一保育所等において、常勤職員の保育士等として業務に継続して１年を超えて勤務する者であること。

※（例）令和 8 年 4 月 1 日入社、令和 9 年 3 月 31 日に退社した場合は要件に該当しません。

（３） 保育所等で勤務を開始した日より前に市内外の保育所等、幼稚園、認可外保育施設等で保育士等として勤務していた場合にあっては、当該保育所等を退職した日から１年を経過していること。ただし、常勤職員として採用される前の試用期間（６か月以内に限る。）は、除く。

（４） 産休等を取得している保育士の代替保育士ではない者

（５） 支援金の交付を受けようとする者に市税等の滞納がないこと。

（６） 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（７） 過去に支援金の交付を受けていないこと。